

お知らせ

株式会社 エネコム

〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2026 年 10 月 1 日

広島データセンター利用規約のホームページ掲載および改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、広島データセンターに関する各種利用規約を当社ホームページに掲載いたしましたので、お知らせします。

また、2027 年 4 月 1 日より広島データセンター ハウジングサービスにおいて再生可能エネルギーオプションの提供を開始することに伴い、同サービスの利用規約を改定いたします。

改定内容につきましては、次頁以降に記載しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■ホームページ掲載対象

- ・ハウジングサービス利用規約（広島データセンター）
- ・構内配線サービス利用規約（広島データセンター）
- ・マネージドサービス利用規約（広島データセンター）

■ホームページ掲載日

2026 年 10 月 1 日（木）

■ホームページ掲載場所

以下 URL にてご確認くださいませ。

<https://www.enecom.co.jp/enecombiz/clause/>

■改定対象

- ・ハウジングサービス利用規約（広島データセンター）

■改定内容

次ページ以降をご確認ください。

■新利用規約の適用日

2026 年 10 月 1 日（木）

『ハウジングサービス利用規約（広島データセンター）』新旧対照表

※表中内赤枠文字部が変更・追加箇所

該当箇所	旧利用規約表記	新利用規約表記	内容						
第 1 章 第 3 条		<table><tr><td>用語</td><td>定義</td></tr><tr><td>再生可能エネルギー オプション</td><td>ハウジングサービスにおけるラックの電源を再生可能 エネルギー由来の電力とするオプション</td></tr><tr><td>再生可能エネルギー オプション契約</td><td>当社から再生可能エネルギーオプションの提供を 受けるための契約</td></tr></table>	用語	定義	再生可能エネルギー オプション	ハウジングサービスにおけるラックの電源を再生可能 エネルギー由来の電力とするオプション	再生可能エネルギー オプション契約	当社から再生可能エネルギーオプションの提供を 受けるための契約	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う用語の定義の追加
用語	定義								
再生可能エネルギー オプション	ハウジングサービスにおけるラックの電源を再生可能 エネルギー由来の電力とするオプション								
再生可能エネルギー オプション契約	当社から再生可能エネルギーオプションの提供を 受けるための契約								
第 3 章 第 6 条	（ハウジングサービス申込みの方法） 第 6 条 ハウジングサービス契約の申込みをしようとする者（以下、「契約申込者」といいます。）は、この利用規約に基づき、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書（以下、「契約 申込書」といいます。）を当社に提出していただきます。 （1）電源設備の電源種別及び電源容量 （2）ハウジングサービスに関連する工事の内容 （3）その他ハウジングサービス申込みの内容を特定するための事項	（ハウジングサービス申込みの方法） 第 6 条 ハウジングサービス契約の申込みをしようとする者（以下、「契約申込者」といいます。）は、この利用規約に基づき、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書（以下、「契約 申込書」といいます。）を当社に提出していただきます。 （1）電源設備の電源種別及び電源容量(再生可能エネルギーオプションを含む。) （2）ハウジングサービスに関連する工事の内容 （3）その他ハウジングサービス申込みの内容を特定するための事項	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う一部表記の修正						
第 1 0 章		第 1 0 章 再生可能エネルギーオプションに関する特則	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う章の新設						
第 1 0 章 第 5 4 条		（再生可能エネルギーオプションの位置付け） 第 5 4 条 再生可能エネルギーオプションは、ハウジングサービスに付随するサービスとして提供されるものとし、ハウジングサービス契約の成立および存続を前提として効力を有します。 2 ハウジングサービス契約が解除その他の理由により終了した場合、再生可能エネルギ	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う条の新設						

		ーオプション契約も当然に終了するものとします。	
第10章 第55条		(利用期間等) 第55条 再生可能エネルギーオプション契約の利用期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下、「契約年度」といいます。）とします。再生可能エネルギーオプション契約の申し込みをしようとする者は、契約年度の初日の3ヶ月前までに契約申込書を当社に提出していただきます。 2 契約者が再生可能エネルギーオプションを次年度も利用することを希望する場合は、第1項と同一の手続により、契約年度ごとに再生可能エネルギーオプション契約を締結するものとします。 3 当社は、電力の調達状況その他の事由により、次の契約年度以降の再生可能エネルギーオプション契約の締結を保証するものではありません。	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う条の新設
第10章 第56条		(料金) 第56条 再生可能エネルギーオプションの料金は、契約年度ごとに個別に算定し、決定するものとします。 2 再生可能エネルギーオプションの料金の計算方法は、第23条（料金の計算方法）に準じるものとします。ただし、第23条第2項柱書の「料金表に定める料金等のうち」は、「第56条第1項により 決定した料金のうち」と読み替えるものとします。	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う条の新設
第10章 第57条		(契約者からの解約) 第57条 再生可能エネルギーオプション契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の1ヶ月前までに当社へ所定の書面にて通知いただきます。	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う条の新設
第10章 第58条		(契約年度内の解約) 第58条 契約者は、契約年度内に再生可能エネルギーオプションが付帯されたハウジングサービス契約または再生可能エネルギーオプション契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、解約日から契約年度の末日である3月31日までの再生可能エネルギーオプションの料金に相当する額を支払っていただきます。	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う条の新設

第10章 第59条		(容量変更の制限) 第59条 再生可能エネルギーオプションにおいて設定された電源容量は、契約年度内において変更できないものとします。 2 ハウジングサービス契約において電源容量の変更が行われた場合であっても、前項と同様とします。	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う条の新設
第10章 第60条		(その他の提供条件) 第60条 再生可能エネルギーオプション契約において、第10章の条項と、第1章から第9章までの条項との間に矛盾が生じる場合は第10章の条項が優先して適用されることとします。 2 再生可能エネルギーオプション契約に関するその他の提供条件については、別に定める仕様書などに定めるところによります。	再生可能エネルギーオプション 追加に伴う条の新設

以 上

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

ソリューションサービス部

お問い合わせフォーム <https://www.enecom.co.jp/contact/>

電話番号 050-8201-1378 (土・日・祝日、12月29日～1月3日、5月1日を除く9:00～17:00)